

めざします。鈴鹿・亀山の地域企業の繁栄と社会への貢献

夏

2024

No.23

すずかめ

鈴鹿税務署長ごあいさつ
各部会活動報告

公益 鈴鹿法人会
社団法人

Suzuka

かけがえのない 物語を支えたい。

社員が家族や友人のよう、又え、
かけがえのない生命働いている。
実は、日本の会社の99%は中小企業です。
そこに会社で生まれる情熱、信頼、希望、喜び、誇り、
つらさ、それはいくつものかけがえのない物語。
大同生命は経営者向け保険のエキスパートとして、
そして半世紀にわたり、さまざまな中小企業とともに
歩んできたパートナーとして。
中小企業の経営に、事業承継に、万が一のときの存続に
これからも寄り添い、ともに歩んでいきたいと思っております。
大きな変化を迎えているこの時代には、会社を守り、
みんなが進んでいこうとしているお家を守るのには、
私たちが全力で取り組んでいます。

その安心で、企業とともに未来をつくる。

DAIDO 大同生命保険株式会社

CM特設サイトはこちら



三重支社/三重県四日市市鶴の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F) TEL.059-352-2046

目次

- | | | |
|--------------------------------|-----------------------|----------------------|
| 1 会長あいさつ | 9 令和6年度事業計画 | 23 家庭で楽しい食育レシピ、パズル数独 |
| 2 鈴鹿税務署・署長ごあいさつ | 10 令和6年度収支予算書 | 24 鈴鹿警察コーナー |
| 3 鈴鹿税務署法一統括官ごあいさつ 税務署幹部の定期人事異動 | 11 令和5年度正味財産増減計算書 | 25 大同生命 |
| 4 第12回 定時総会 令和6年度優良従業員表彰 | 12 令和7年度税制改正要望事項 | 26 AIG損保 |
| 5 三重県法人会連合会第12回通常総会 | 16 税務コーナー | 27 アフラック |
| 6 青年部会だより | 18 エッセイ(福島礼子氏) | 28 会員募集・編集後記・数独答え |
| 7 女性部会だより | 20 第18回歴史・名所・史跡(西部支部) | |
| 8 租税教室特集(青年部会・女性部会) | 22 第4回すずかめの山々(仙ヶ岳) | |

会長あいさつ



公益社団法人 鈴鹿法人会
会長 飯田 隆典

公益社団法人鈴鹿法人会広報誌「すずかめ第23号」の発行にあたり、ご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、常日頃から鈴鹿法人会の事業活動につきまして、深いご理解とご協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

法人会の理念は、「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する、経営者の団体である」ことあります。この理念に基づいて、鈴鹿法人会では、「税に関する活動」や「地域貢献活動」として、様々な事業に積極的に取り組んでまいりました。

本年度も、令和6年5月23日の第12回定時総会に提案しましたすべての議案が承認され、法人会の理念に則って積極的な活動に取り組んでまいります。

特に、税に関する活動として、税を考える週間行事の一環として開催している「親子税金クイズと映画鑑賞会」をはじめ、「税に関する絵はがきコンクール」、「夏休み親子映画鑑賞会と税金クイズ」、青年部会および女性部会が行う鈴鹿税務署管内の小学生を対象とした「租税教室」、更に、地域貢献活動として行う「鈴鹿ジュニアバレーボール大会」や「特別養護老人ホームへの車椅子と寄せ植えの寄贈」は、関係機関や参加者から大変喜んでいただいております。今後も多くの方に参加していただけるよう創意工夫をしてまいります。

国際情勢の大きな変化や国内の物価高など、大変厳しい環境下ではございますが、鈴鹿法人会はこうした変化に対応できるよう、組織増強を図り、役員および職員一同、一致団結して当会の発展のために努力し、活動していく所存でございますので、会員の皆様方の積極的なご協力とご支援を賜りますよう、今後ともよろしくお願いたします。

最後になりましたが、皆様方のご健勝ならびに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

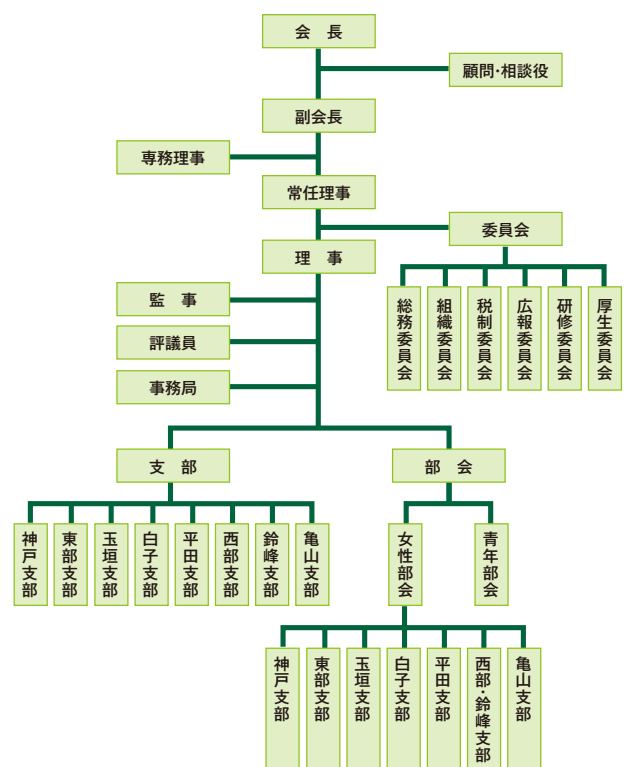
会長・副会長及び常任理事・監事名簿

(順不同・敬称略)

役職	氏名	法人名
会長(代表理事)	飯田 隆典	(株)飯田鉄工
直前会長	岡田 信春	(株)SANKEI
副会長	阪田 朋成	(株)サカタ
	向井 なよ子	(株)ホンダ四輪販売三重北
	渡邊 孝明	(株)ナベカ
	村上 道哉	三重工熱(株)
	太田 秀典	(有)太田コンクリート
	寺川 浩二	(株)スズカキャリアサービス
総務委員長	(太田 秀典)	(有)太田コンクリート
組織委員長	杉野 大雄	杉野工業(株)
税制委員長	(寺川 浩二)	(株)スズカキャリアサービス
広報委員長	森 通人	(有)マイドソフト
研修委員長	服部 隆也	(株)ハットリ技建
厚生委員長	伊藤 洋一	中部高圧コンクリート(株)
神戸支部長	廣田 隆	近畿電設工業(株)
東部支部長	宮崎 福治	(株)宮崎商店
玉垣支部長	荻野 晃	(株)荻野建設
白子支部長	東口 大介	ブラウン開発(株)
平田支部長	倉田 澄子	クラタ自販(株)
西部支部長	永戸 秀樹	サンモーター(株)
鈴峰支部長	濱本 隆弘	(有)浜本鋳金工業所
亀山支部長	服部 昌弘	(株)服部工務店
青年部会長	山川 武志	(有)オフィス スオウ
女性部会長	阿部 美千	(株)神戸ダイハツ
専務理事	村田 智也	(公社)鈴鹿法人会
監事	北川 亨	(株)安全
	吉澤 茂	(株)ヨシザワ

(注)「氏名」欄のかっこ書は、副会長との兼任である。

鈴鹿法人会組織図



ごあいさつ

鈴鹿税務署長 **金原 明夫**



私は、この度の人事異動により、名古屋国税局徴収部特別整理第一部門統括国税徴収官から鈴鹿税務署長を拝命いたしました金原でございます。

公益社団法人鈴鹿法人会の皆様には、平素から税務行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

三重県下の税務署での勤務は初めてとなりますが、当署管内は、名所旧跡や鈴鹿山脈をはじめとする多くの恵まれた自然環境の中にあつて、伝統ある歴史と文化に育まれたこの地で勤務できることを大変嬉しく思っております。前任の酒井署長同様よろしくお願い申し上げます。

さて、公益社団法人鈴鹿法人会は、「良き経営者を目指すものの団体」として、納税意識の高揚を図るための各種研修会を開催されるとともに、次世代を担う若い世代に税の意義や役割を正しく理解していただけるよう「親子税金クイズ」や「租税教室への講師派遣」などの事業を通じて積極的に租税教育に取り組まれるなど、数々の社会貢献活動を展開され、企業および社会の健全な発展に多大な貢献をされていると伺っております。

これもひとえに、飯田会長をはじめ役員の皆様の献身的なご努力と溢れんばかりの熱意、そして会員の皆様のご理解・ご協力の賜物であると深く敬意を表するとともに、今後も一層会員の輪を広げられ、魅力ある事業活動を積極的に展開されますことをご期待申し上げます。

税務署におきましては、政府が進めるデジタル社会の実現に向けた取組の一環として、納税者の利便の向上と現金管理等に伴う社会コストを縮減するため、キャッシュレス納付の利用拡大に向けて、法人会の皆様と連携・協調を図っていきたくと考えております。

令和5年10月に消費税インボイス制度が導入されましたが、事業者の方々が抱える疑問や不安はいまだ様々あり、制度の円滑な定着のため、個々の実態等に応じたきめ細やかな対応が継続してできるよう、インボイス制度相談会の開催などによる周知・広報に取り組んで参りますので、鈴鹿法人会の皆様にも、一層のご理解・ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人鈴鹿法人会のますますのご発展と、皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念しまして、私のあいさつとさせていただきます。

ごあいさつ



法人課税第一部門
統括国税調査官 **堀 香子**

初めての三重県勤務となります。一日も早く皆様のお役に立てるよう精一杯努めてまいりたいと思います。不慣れな点も多いかと存じますが、どうぞよろしくお願ひします。

鈴鹿税務署幹部の定期人事異動

鈴鹿税務署幹部の定期人事異動（令和6年7月10日発令）

（敬称略）

職名	異動内容	旧			新		
		氏名	異動先部署	職名	氏名	直前部署	職名
署長		酒井 淳	課税1部 資料調査第1課	課長	金原 明夫	徴収部 特別整理第1部門	統括官
総務課	課長	野々村匡司	（留任）		野々村匡司	（留任）	
管理運営1部門	統括官	伊藤 晃美	総務部 業務センター（多治見分室）	主任管理官	藤森 一久	豊橋署 管理運営部門	統括官
管理運営2部門	統括官	前川 知恵	津署 管理運営部門	統括官	角 康弘	鈴鹿署 管理運営第1部門	総括上席
徴収部門	統括官	古川 克也	岐阜南署 徴収部門	統括官	浅井 潤	徴収部 機動課	主査
特官（所得担当）	特官	斎藤 将浩	（留任）		斎藤 将浩	（留任）	
個人課税1部門	統括官	金重 智浩	伊勢署 個人課税第1部門	統括官	加藤 善朗	熱田署 個人課税第3部門	統括官
個人課税2部門	統括官	相場晴留香	（留任）		相場晴留香	（留任）	
個人課税3部門	統括官	柴山 淳	（留任）		柴山 淳	（留任）	
資産課税部門	統括官	内田 浩司	四日市署 資産課税部門	統括官	中川 冴子	四日市署 資産課税第2部門	統括官
法人課税1部門	統括官	西村 浩明	中川署 特官（法人）	特官	堀 香子	中川署 法人課税第6部門	統括官
法人課税2部門	統括官	大西 孝明	松阪署 法人課税部門	上席	高橋 芳明	名古屋中署 特官付（法人）	連絡調整官



7月19日金原署長と堀法人第一統括官が着任のご挨拶で事務局にお見えになり、飯田会長や副会長の皆様と鈴鹿法人会の活動について、懇談されました。

第12回 定時総会 (令和6年5月23日 鈴鹿サーキット THE DINING)

公益社団法人鈴鹿法人会の第12回定時総会が、5月23日、場所を新たにして、酒井鈴鹿税務署長をはじめ多数のご来賓のご臨席を賜り、盛大に開催されました。

出席者は63名、委任状789名で過半数の出席を得て開会いたしました。

飯田会長が議長となり、太田副会長兼総務委員長長の司会により議事が進められ、次の議案のすべてが承認・可決されました。

第1号議案 令和5年度事業報告承認の件

第2号議案 令和6年度収支決算承認の件

また、令和6年度事業計画書並び収支予算書について報告がされました。

議事等終了後、租税教室をはじめ、租税教育の推進にご尽力された山川武志様、加藤 晋様の功績を称える特別功労表彰と会員企業の優良従業員の表彰式が開催され、飯田会長から受賞者の方々に、表彰状と記念品が贈呈されました。

最後にご来賓の方々を代表して、酒井鈴鹿税務署長からご祝辞をいただき、定時総会はつつがなく終了いたしました。

総会後の懇親会は、本会・青年部会・女性部会との合同懇親会を継続でき、末松鈴鹿市長もご臨席いただいて、会員相互の親睦を深めていただきました。



令和6年度 優良従業員表彰

～ ご受賞おめでとうございます ～

優良従業員表彰 <small>(順不同・敬称略)</small>			
株式会社ヨシザワ	井上 明	株式会社荏原風力機械	滝 良太
サンコーロジテック株式会社	中村 義博	鈴鹿インター株式会社	平子由美子
株式会社豊栄モータース	清瀬 智也	鈴鹿インター株式会社	石田 千香
医療法人誠仁会	酒井真由美	有限会社勝栄興業	田中新也
医療法人誠仁会	古澤 みか	三田工業株式会社	高橋 聡
三重コンド-株式会社	大石 哲也	三田工業株式会社	ガンフ-パットウシグ
株式会社鈴鹿	竹内 友輝	株式会社飯田商事	山西 佑治
株式会社鈴鹿グループ	笠井 洋平	株式会社ホンダ四輪販売三重北	牧田 智明
株式会社フジコウ	辻 俊彦	株式会社オートモール	高木 享
東海罐詰株式会社	居山 宏之	株式会社トピア	出口 峰之
株式会社荏原風力機械	川北 まり子		

第12回県連通常総会が開催され、当会から県連副会長の飯田隆典会長並びに県連理事の阪田朋成副会長、渡邊孝明副会長、村上道哉副会長および太田秀典副会長の5名が出席しました。

伊藤歳恭県連会長が議長となり、議案のすべてが承認・可決されました。

また、県下単位会の功績者が表彰され、鈴鹿法人会から次の方々を受賞されました。

公益財団法人 全国法人会総連合
会長表彰【単位会功労者】

副会長 阪田 朋成 殿
理事 伊藤 義一 殿



理事 伊藤 義一 殿

さらに、経営者大型総合保障制度に関する目標「取扱企業」、「新規企業」、「紹介件数」、「新契約高」のうち、2つ以上達成した単位会として鈴鹿法人会が受賞し、部会の目標「紹介件数」、「取扱企業」、「新規企業」、「新契約高目標」のうち、2つ以上達成した鈴鹿法人会青年部会および1つ達成した鈴鹿法人会女性部会がそれぞれ受賞しました。



左から、渡邊副会長、伊藤理事、飯田会長、阪田副会長、村上副会長、太田副会長（敬称略）

部会長
あいさつ



(公社)鈴鹿法人会 青年部会
第16代部会長 山川 武志

令和6年度基本方針

新型コロナウイルス感染症の行動規制が解かれ2年目となる本年度は、行動規制前の事業活動へ完全復活していく上でシフトチェンジを行う大切な年度となります。これまで通り、租税教育を主軸に置きながら、余すことなく各事業へ力を尽くして参ります。また、会員が一堂に会する機会を利用した新たな事業の開催も視野に入れていきたいと思ひます。

本年度も青年らしい柔軟な発想と積極的行動力で、青年部会が実施する事業活動だけでなく、鈴鹿法人会の実施する事業活動において親会、女性部会と密接に連携しながら、鈴鹿法人会の活性化と事業活動の充実に寄与できるような活動を展開し、未来へ続く青年部会活動を展開して参ります。



第12回 定時総会

令和6年5月23日(木)、鈴鹿サーキットにて第12回定時総会が開催されました。

新たな会場での開催となりましたが、令和5年度事業報告および収支決算の承認並びに令和6年度事業計画案および収支予算案の承認について、議事が進められました。

本年度も、租税に対する理解と啓蒙活動として、鈴鹿税務署管内小学校での租税教室のほか、恒例事業の研修視察旅行などを予定しています。

また、引き続き会員の資質向上を目指すとともに、会員相互の親睦を高めていくため、皆様が参加したくなるような運営を目指していくことを確認しました。

(広報委員長 田邊昌幸)



部会長 あいさつ



女性部会長 阿部 美千

公益社団法人として、本年度は12年目となります。

昨年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、事業活動もほぼ従来通りの開催となりました。

本年度といたしましては、主な活動である租税教育、夏休み親子映画会、税務研修会、研修旅行、ジュニアバレーボール大会法人会長杯、特別養護老人ホームの寄せ植えと車椅子の贈呈など、会員の皆様のご意見をお聞きし、話し合い、社会貢献活動等に取り組んでまいりたいと思っております。

また、この4年間での会員減少に関しましては、真摯に受け止め、今後皆様のご協力も仰ぎつつ会員増強に努めてまいりたいと思っております。

本会様、青年部会様と連携を強調し、基本指針ATMを心がけ、明るく魅力ある女性部会を目指してまいります。

全国女性フォーラム

去る4月18日(木)、「2024 HIROSHIMA 今、みつめなおそう!～多島美の瀬戸・豊かな里山から～」をキャッチフレーズに、広島県広島市の広島県立総合体育館にて、第18回法人会全国フォーラム広島大会が盛大に開催されました。

大会には全国の法人会女性部会員約1,700名が一堂に会しました。



女性部会員の情報共有によりお互いに活性され、会場はより賑やかな雰囲気のもと、広島交響楽団音楽総監督の下野達也氏の記念講演では、「指揮者は楽曲に自分の解釈を

与え、その解釈を演奏者たちに伝え、演奏者らの演奏を統一する役目を担う人である。」とのこと、経営者に通ずる講話でした。

全国の女性部会の租税教育活動、社会貢献活動の様子を交換し合い、有意義な時間を共有できました。(杉本美音理)



第12回 定時総会

去る5月23日、第12回鈴鹿法人会女性部会定時総会が鈴鹿サーキットにて開催されました。例年の会場と異なっていたので、戸惑うことも多かったです。

総会では、昨年度はようやく以前通りの事業活動を行うことができ、本年度はさらに様々な活動を通じて会員相互の交流を深めていくよう、積極的に事業活動を実施できるようにとのことです。

懇親会は本会・青年部会と合同での開催で、とてもたくさんの方々が参加され、皆様思い思いに交流を深めていました。ゆっくりとした時間での交流は大変なコロナ禍の時代を経て以前の生活が戻りつつあることを実感しました。(服部千賀子)



租税教室 青年部会

2024年度の青年部では鈴鹿・亀山市内の14の小学校で「租税教室」を予定しています。

小学校の児童が「税金」を1学期に学ぶようになり、多くの租税教室が5月6月に集中することから、すでに11校で全23回の租税教室を開催しました。青年部会で独自に作成した租税教室プログラムは身近なクイズを織り交ぜ、全員が楽しめる内容になっています。

この租税教室は各小学校からご好評頂いており、子供たちが税金を楽しく身近に感じられるプログラムが盛り込まれています。講師をしている我々も子供たちと一緒に租税教室を楽しんでいます。

青年部では、今まで第一線で活躍されていた先輩方が卒業の時期となり、世代交代が進んでいます。先輩方が創りあげてきた青年部独自の「租税教室」を受け継ぎ、今の世代がさらに発展させていけるよう取り組みを続けて行きたいと考えています。

次世代を担う子供たち、が楽しく税金について

学べる「租税教室」にご協力を頂いた皆様に感謝すると共に、これからもさらに発展・進化できるようご協力宜しくお願い致します。

(税制委員長 田中康介)



鈴鹿税務署 総務課 米山晃裕

今まで自分が行ってきた授業と違い、うちわを使う参加型授業はすごく斬新で、自分も一緒に授業に参加でき、楽しく授業の仕方を学べました！

租税教室 女性部会

4月16日(火)開催の鈴鹿税務署主催「租税教室講師養成研修」に参加した女性部会の講師担当者が、5月から7月に鈴鹿・亀山市内8カ所の小学校にご依頼いただき、租税教室を開催しました。

私は、6月24日(月)に椿小学校へ阿部女性部会長と行きました。鈴鹿税務署の西村統括官も同行してくださいました。28名の6年生のみなさんは、元気いっぱい、クイズの答えや発言も活発でした。「消費税を払いたくない」と「消費税を払ったほうがいい」の2択質問では、「払いたくない」の挙手が多く、担任の先生もこちらに挙手、「払ったほうがいい」の少数派が挙手の時には、見学にいらしていた校長先生が「払ったほうがいいに手をあげます」と参加してくださいました。この後の税金についての学びや

「マリンとヤマト 不思議な日曜日」を見て感じてくれたことで、最後の質問の時には「払ったほうがいい

い」に全員の手が迷いなくあがったので、無事役目を果たせたとほっとしました。1億円レプリカを見てもらったところでチャイムがなりましたが、終わりの挨拶をしたあと、担任の先生のご配慮で、給食の準備をしつつレプリカ持ち上げる体験タイムとなり、とても盛り上がりました。今年度も貴重な活動の機会をいただき、ありがとうございました。(塩川由華)



基本方針

鈴鹿法人会は、納税意識の向上、会員企業の研鑽、地域社会へのより一層の公益貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、一体となって組織的な事業活動を展開する。このためには、会員以外にも活動への参加を求めていく。

また、法人会の目的・使命を達成するため、事業活動においては、原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、法人会活動をなお一層充実させるためには、組織・財政基盤の強化が特に重要であり、会員増強や福利厚生制度の推進等に力を入れ、企業活動の活性化や地域社会の健全な発展に配慮しつつ、次の各種事業に取り組む。

事業活動

I 公益目的事業

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

(1) 税知識の普及と納税意識の高揚に関する事業

一般市民、次世代を担う児童生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育、租税教室の充実に努めるとともに、これに資する税制関連の研修・行事等の充実に図り、有益な資料を作成する等により、適切な広報を実施する。

さらに、企業の内部統制の強化や経理水準の向上に向け、企業の税務コンプライアンス向上に取り組む。

イ 税の啓発活動・租税教育活動

「税を考える週間行事」の一環としている親子税金クイズ・映画鑑賞会は、当法人会のメイン行事として実施するとともに、青年部会及び女性部会による「租税教室」、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進する。特に、小学生を対象とした租税教室は、青年部会が制作したパワーポイント等を活用し、今後も女性部会と連携して一層推進していく。

ロ 広報活動

広報活動は、法人会の知名度向上のため、税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動等を中心に、会員はもとより会員外に対しても、法人会活動の周知や加入勧奨のための広報を充実させる。

広報媒体であるホームページを刷新し、新たにスマートフォン対応を追加して利便性を向上させるとともに、年2回発行の広報誌(「すずかめ」)については、法人会活動のダイジェストとして、市の施設、金融機関及びCNSなどに依頼して配置するなど、会員外の方にも広く法人会活動についてアピールできるよう広報の仕方に配慮する。

(主な事業計画)

支部及び部会の税務研修会
新設法人説明会(令和6年5月9日)
小学生・中学生を対象にした学校での「租税教室」
夏休み親子映画鑑賞会(令和6年8月25日)
親子税金クイズと映画鑑賞会(令和6年11月2日)
税に関する「絵はがきコンクール」の募集と表彰式(令和6年11月12日)

ハ 企業の税務コンプライアンス向上施策

会員企業の税務コンプライアンス向上のため、公益財団法人全国法人会総連 合が作成した「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」に基づき、会員自らが自主点検を行う。

(2) 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業

地域経済の担い手である企業全般の活性化に資する税制を始め、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努めることとし、税制に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう関係機関に対し要望活動を展開する。

(主な事業計画)

地元国会議員・市長・市議会議長への要望活動
全国大会(鹿児島)、青年の集い(福井)、 全国女性フォーラム(広島)、東海法人会連合会大会(三重)、 三重県法人会連合会女性部会連絡協議会情報交換会(津)

2. 地域企業及び地域社会への貢献に関する事業

各地域における経済社会環境(地球温暖化問題)の改善、活性化に資する事業の実施又は支援を行う。電力供給不足等に対応するため、引き続き女性部会において節電対策「いちごプロジェクト」(家庭における使用電力の削減運動)の環境活動に取り組む。

(主な事業計画)

親子バスツアー(施設見学)
温暖化防止対策活動(鈴鹿市主催)への参加
全日本エコドライブチャンピオンシップ(全日本学生自動車連盟主催)
鈴鹿ジュニアバレーボール大会の協賛
特別養護老人ホーム慰問及び車椅子と寄せ植え等の贈呈
支部教養・健康セミナー
支部・部会の施設見学

II 収益事業

法人会員の福利厚生の向上に関する事業

法人会の福利厚生制度を取巻く環境は厳しい状況が続いており、引き続き取り扱い3社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の一層の推進を図り、財政基盤の安定化に努める。また、取り扱い3社の諸施策に積極的に協力し、福利厚生制度の円滑な運営を目指して推進活動を展開する。

さらに、会員企業の経営者、従業員、家族を対象とした一般財団法人全日本労働福祉協会三重県支部による、生活習慣病検診(令和6年9月及び令和7年3月)を実施する。

III その他

会員の交流に資するための事業

法人会組織を今後も存続・発展させる観点から、組織基盤強化・維持を図るため、法人会員数確保を目指す諸施策を実施する。また、役員率先した参画や指導のもと、新規加入の推進を行うとともに、退会防止策を講じることにより、効果的な対応策を展開する。

(主な事業計画)

定時総会後の情報交換会
理事会後の懇親会、女性部会理事会後の懇親会、新春講演会後の懇親会
支部・部会による施設見学と税務研修
支部ゴルフコンペ、支部ボウリング大会

令和6年度 収支予算書(損益ベース)

令和6年4月1日から令和7年3月31日現在まで

(単位:円)

科 目	予算額	科 目	予算額
I 一般正味財産増減の部		役員報酬	254,400
1 経常増減の部		給料手当	259,456
(1) 経常収益		退職給付費用	27,724
基本財産運用益	100	福利厚生費	84,000
基本財産受取利息	100	会議費	925,926
受取会費	11,600,000	旅費交通費	48,000
正会員受取会費	11,427,200	通信運搬費	240,000
賛助会員受取会費	172,800	減価償却費	435
事業収益	319,000	消耗品費	56,522
研修事業収益	94,000	印刷製本費	119,512
広報事業収益	100,000	賃借料	200,000
福利厚生事業収益	125,000	保険料	3,000
受取補助金等	9,300,700	支払負担金	64,000
受取県連補助金	400,000	委託費	18,421
受取全法連補助金	350,000	会場費	11,999
受取全法連助成金振替額	8,550,700	渉外慶弔費	30,000
受取負担金	934,000	表彰費	47,143
青年・女性部会受取負担金	934,000	リース料	40,000
雑収益	220,000	支払手数料	17,273
雑収益	220,000	雑費	40,000
経常収益計	22,373,800	経常費用計	23,275,185
(2) 経常費用		評価損益等調整前当期経常増減額	△901,385
事業費	20,787,374	当期経常増減額	△901,385
役員報酬	2,925,600	2 経常外増減の部	
給料手当	2,983,744	(1) 経常外収益	0
退職給付費用	318,826	経常外収益計	0
福利厚生費	966,000	(2) 経常外費用	0
会議費	1,574,074	経常外費用計	0
旅費交通費	1,152,000	当期経常外増減額	0
通信運搬費	960,000	税引前当期一般正味財産増減額	△901,385
減価償却費	5,000	法人税、住民税及び事業税	80,000
消耗品費	1,243,478	当期一般正味財産増減額	△981,385
印刷製本費	1,280,488	一般正味財産期首残高	39,082,310
賃借料	2,300,000	一般正味財産期末残高	38,100,925
保険料	27,000	II 指定正味財産増減の部	
諸謝金	30,000	受取補助金等	8,550,700
租税公課	20,000	受取全法連助成金	8,550,700
支払負担金	736,000	一般正味財産への振替額	△8,550,700
委託費	2,781,579	当期指定正味財産増減額	0
会場費	288,001	指定正味財産期首残高	0
広告宣伝費	30,000	指定正味財産期末残高	0
表彰費	502,857	III 基金増減の部	
リース料	460,000	当期基金増減額	0
支払手数料	172,727	基金期首残高	0
雑費	30,000	基金期末残高	0
管理費	2,487,811	IV 正味財産期末残高	38,100,925

令和5年度 正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減	科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部				管理費	2,348,504	2,291,782	56,722
1. 経常増減の部				役員報酬	249,600	208,000	41,600
(1) 経常収益				給料手当	235,683	268,740	△ 33,057
基本財産運用益	440	440	0	退職給付費用	25,792	23,568	2,224
基本財産受取利息	440	440	0	福利厚生費	78,766	83,079	△ 4,313
特定資産運用益	58	52	6	会議費	640,293	568,598	71,695
特定資産受取利息	58	52	6	旅費交通費	17,671	16,590	1,081
受取会費	11,640,080	11,846,100	△ 206,020	通信運搬費	246,627	246,667	△ 40
正会員受取会費	11,526,080	11,748,900	△ 222,820	減価償却費	741	1,621	△ 880
賛助会員受取会費	114,000	97,200	16,800	消耗品費	20,470	21,288	△ 818
事業収益	309,450	323,952	△ 14,502	修繕費	1,320	0	1,320
研修事業収益	91,000	99,000	△ 8,000	印刷製本費	132,167	84,733	47,434
広報事業収益	100,000	100,000	0	賃借料	188,030	187,912	118
福利厚生事業収益	118,450	124,952	△ 6,502	保険料	2,569	2,493	76
会員親睦事業収益	0	0	0	支払負担金	37,408	103,948	△ 66,540
受取補助金等	9,475,200	9,809,100	△ 333,900	支払寄附金	50,000	0	50,000
受取県連補助金	278,000	429,000	△ 151,000	委託費	8,474	1,179	7,295
受取全法連助成金	370,000	350,000	20,000	会場費	118,760	0	118,760
受取全法連助成金振替額	8,827,200	9,030,100	△ 202,900	渉外慶弔費	36,240	222,700	△ 186,460
受取負担金	1,021,084	431,479	589,605	表彰費	192,000	197,500	△ 5,500
受取負担金	59,084	7,479	51,605	リース料	37,910	42,777	△ 4,867
青年・女性部会受取負担金	962,000	424,000	538,000	支払手数料	20,283	8,561	11,722
雑収益	408,344	195,353	212,991	雑費	7,700	1,828	5,872
受取利息	19	28	△ 9	経常費用計	20,186,388	20,164,306	22,082
雑収益	408,325	195,325	213,000	評価損益等調整前当期経常増減額	2,668,268	2,442,170	226,098
経常収益計	22,854,656	22,606,476	248,180	当期経常増減額	2,668,268	2,442,170	226,098
(2) 経常費用				2. 経常外増減の部			
事業費	17,837,884	17,872,524	△ 34,640	(1) 経常外収益			
役員報酬	2,870,400	2,392,000	478,400	経常外収益計	0	0	0
給料手当	2,710,360	3,090,515	△ 380,155	(2) 経常外費用			
退職給付費用	296,608	271,032	25,576	経常外費用計	0	0	0
福利厚生費	905,815	955,413	△ 49,598	当期経常外増減額	0	0	0
会議費	1,047,029	1,251,349	△ 204,320	他会計振替額	0	0	0
旅費交通費	720,516	1,117,396	△ 396,880	税引前当期一般正味財産増減額	2,668,268	2,442,170	226,098
通信運搬費	981,694	841,662	140,032	法人税、住民税及び事業税	80,000	80,000	0
減価償却費	8,532	18,653	△ 10,121	当期一般正味財産増減額	2,588,268	2,362,170	226,098
消耗品費	1,180,117	987,579	192,538	一般正味財産期首残高	36,460,711	34,098,541	2,362,170
修繕費	15,180	0	15,180	一般正味財産期末残高	39,048,979	36,460,711	2,588,268
印刷製本費	1,293,386	1,358,226	△ 64,840				
賃借料	2,162,353	2,211,846	△ 49,493	II 指定正味財産増減の部			
保険料	29,551	28,677	874	受取補助金等	8,827,200	9,030,100	△ 202,900
諸謝金	22,274	66,274	△ 44,000	受取全法連助成金	8,827,200	9,030,100	△ 202,900
租税公課	11,600	11,400	200	一般正味財産への振替額	△ 8,827,200	△ 9,030,100	202,900
支払負担金	577,047	546,032	31,015	一般正味財産への振替額	△ 8,827,200	△ 9,030,100	202,900
支払寄附金	0	1,000	△ 1,000				
委託費	1,912,808	1,888,951	23,857	III 基金増減の部			
会場費	132,630	78,070	54,560	基金受入額	0	0	0
広告宣伝費	22,000	22,000	0	基金返還額	0	0	0
表彰費	130,500	100,000	30,500	基金期首残高	0	0	0
リース料	435,970	491,939	△ 55,969	基金期末残高	0	0	0
支払手数料	259,614	93,745	165,869				
雑費	111,900	48,765	63,135	IV 正味財産期末残高	39,048,979	36,460,711	2,588,268

三重県下8法人会から提出された税制改正要望事項を取りまとめ、全国法人会総連合に提出しました。

令和7年度 税制改正要望事項

国税関係

I 法人税関係

1. 法人税率の引き下げ

諸外国に比べわが国は、法人基本税率23.2%に加え法人住民税と法人事業税と企業にとって重い負担がある。法人実効税率は外国企業が日本に投資する際の重要な判断材料であるため、実効税率を20%程度に引き下げられたい。

なお、利用が一定の大企業に限定される過度な租税特別措置法を見直されたい。

2. 中小法人に対する特例

軽減税率の適用所得限度額を1,600万円(現行800万円)に引き上げられたい。また、時限措置として、年800万円以下の金額に対する法人税の減額税率を現行の15%から11%まで引き下げられたい。

3. 同族会社の留保金課税の廃止について

- (1) 特定同族会社の留保金課税制度について、資本金1億円以下の中小企業は適用除外となっているが、留保金課税制度は企業の自己資本の充実を阻害するものであり、制度を廃止されたい。
- (2) 資本金1億円以下の中小法人(大法人の子法人を除く)が適用除外となっているが、資本関係があれども、独立した法人である以上、競争力の低下を招きかねないので、大法人の子会社であっても資本金1億円以下の法人は全て適用除外とすることが望ましいと考える。

4. 減価償却制度

(1) 減価償却制度の改善について

急速な技術革新による陳腐化、激しい国際競争、低下する企業の競争力等に配慮し、欧米諸国の実態も参考に全般的な見直しを行い、現状に即した耐用年数に改められたい。

- (2) パソコンおよびソフトウェアについての耐用年数を大幅に短縮し、取得価額100万円未満のものについては、一括償却できるようにされたい。

(3) 建物・建物付属設備・構築物の減価償却方法について

建物については、現行新規取得したものに限り定額法に基づく償却とされているが、投下資本の早期回収、実勢価格により近い財務諸表表示など会計学理論上からもすぐれ

た定率法による償却方法との選択とされたい。

また、建物付属設備・構築物についても、同様の取り扱いにされたい。

5. 中小企業者等の少額減価償却資産の特例について

少額減価償却資産の特例について、上限300万円を撤廃し、一括損金算入を認めるよう制度の定着化を図られたい。

6. 研究開発費税制等の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等については、法人税額の40%(現行25%)に引き上げられたい。

7. 交際費課税

中小企業の交際費の取扱いは、800万円までが損金算入となっているが、中小企業の活性化を促すためにも全額損金算入とされたい。

全額損金算入が困難ならば、現行の特例措置の定着化を図られたい。

8. 退職給与引当金繰入額・賞与引当金の損金算入制度の復活

税負担の平準化を損なわないため、期間費用である退職給与引当金繰入額は、発生事業年度での損金算入を認められたい。

また、賞与引当金についても損金算入を認められたい。

9. 役員給与等について

役員給与が損金算入となる場合と損金不算入となる場合について課税庁はその取扱いを公表している。

しかし、大企業における業績連動給与については、経営者の手腕が大きく影響することから、同族法人を除く全ての法人に適用すべきである。

なお、中小企業においては、景気に業績が大きく影響することから定期同額給与制度の要件を緩和されたい。

また、使用人に対する決算賞与の損金算入の要件についても要件を緩和されたい。

10. 配当金について

すべての株式等(現行完全子会社株式等及び株式等保有割合3分の1超)の配当について、益金不算入割合を100%にすべきである。

11. 確定申告書の提出期限

会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2ヶ月以内に

完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出及び納付の期限を、事業年度終了後3ヶ月以内(現行2ヶ月以内)とされたい。

12. 電話加入権

携帯電話等の普及により、加入権の財産としての価値が著しく低下している。既計上分も含め損金化できる措置を講じるべきである。

II 所得税関係

1. 所得控除等

- (1) 現行の各種所得控除の整理・合理化を図り、解り易い制度に見直されたい。
- (2) マイカー・自転車通勤手当については、燃料費も高騰している為、非課税限度額を見直されたい。

2. 源泉所得税の納期

源泉所得税の各月の納付期限については、長期休暇等の特殊事情及び週休2日制の普及を考慮して、翌月20日(現行翌月10日)とすること。

なお、納期の特例は、常時使用する者を20名未満(現行10名未満)に拡大されたい。

3. 配偶者控除について

配偶者控除の収入基準額(現行103万円)を超えないように働く時間などを調整する傾向が見られる。

労働者の確保の観点から、最低賃金の値上がりも考慮しパート・アルバイトの社会保険被扶養認定基準(現行130万円)と同額まで配偶者控除を引き上げる等の措置を早急に講じられたい。

III 相続税関係

1. 相続税

(1) 事業承継

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度の改正で大幅に条件が緩和されたが、期限の緩和や恒久化も含めさらに使い易く解り易くされたい。また、非上場株式会社については、中小企業の実態により即した評価方法・評価額に見直すか、軽減措置を図られたい。

(2) その他

- ① 相続税の最高税率(現行55%)を40%台に引き下げられたい。なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。ま

た、基礎控除額(現行 3,000万円+600万円×法定相続人の数)を従来(5,000万円+1,000万円×法定相続人の数)に戻されたい。

② 贈与財産の加算制度

相続開始前7年以内の贈与財産加算制度を廃止されたい。廃止が困難ならば、「3年以内」に戻されたい。

2. 贈与税

- (1) 基礎控除消費拡大に寄与するよう贈与税の基礎控除額を300万円(現行110万円)に引き上げられたい。
- (2) 贈与税の最高税率(現行55%)を引き下げられたい。
なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

IV 間接税関係

1. 消費税

- (1) 消費税の確定申告書の提出期限は、個人と同様の事業年度終了後3ヶ月以内(現行2ヶ月以内)とされたい。
- (2) 提出期限が適用課税期間の開始の日の前日までとされている諸届出書について、予想外の事態が発生した場合は、提出期限を課税期間の末日までとされたい。
また、提出期限が休日の場合は翌日までとされたい。
- (3) 基準期間の廃止について
納税義務及び簡易課税制度の判定は、特に零細業者等においては、課税売上高が1,000万円を下回り益税となるなど不合理な現象が生じている。
よって、前々年又は前々事業年度を基準期間として当該課税期間の納税義務を判定する現行の基準課税期間は不合理であり廃止し、すべての事業者を課税事業者として取扱うこと。
- (4) 納税義務者の判定基準について

基準期間の売上高については、税込金額により判定されているが、免税事業者であっても消費税の転嫁は当然に認められており、判定は税抜き金額によって判定するよう改正されたい。

- (5) 令和3年4月1日より総額表示が義務化されたが、中小企業等は、税率を頻繁に変更すると人手・時間・費用が大きな負担となるため中小企業を守るため、売価が固定されても下請け業者や中小企業の利益が減らないよう、また、小売業(一般消費者に対して)についても税額が個別に常に理解できるよう、はっきりと外税表示とされたい。

外税表示に統一が困難であれば、消費税転嫁対策特別措置法を復活されたい。

(6) 消費税軽減税率制度について

消費税の増税に伴う逆進性への対応として、軽減税率制度が導入された。事業者への負担が大きく、税制の簡素化・税収確保の観点から軽減税率制度には反対である。

軽減税率制度の廃止が困難ならば、現行の税率を変更しないなど企業への負担を最大限考慮していただきたい。

- (7) インボイス制度(適格請求書等保存方式)の導入について
- ① インボイス制度の導入が令和5年10月からとなり、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまっている。

昨今の厳しい社会・経済情勢の中において、事業者の事務負担が大きくなるなどの問題もあり、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」を維持するなど弾力的な対応をされたい。

また、カード引落や代行請求、公共的な料金については、取得の簡素化をされたい。

- ② 適格請求書保存方式、電子帳簿保存法については、義務なのであれば統一された安価なシステムの導入など、中小企業の経理事務の実態を踏まえ負担を少なく対応できるようにされたい。

2. 印紙税関係

同じ目的の文書でありながら、紙面によるものとIT上によるものとで課税の可否が分かれているのは不合理である。よって、印紙税の廃止または大幅な見直しをされたい。

3. 揮発油税関係

現在揮発油には、揮発油税、地方道路税、消費税が課されており三重課税となっているので是正されたい。

V その他

1. 法定外資料の提出について

必要なものには提出を義務づけ、それ以外のものは提出を求めないよう見直していただきたい。

2. 被災代替資産の特別償却について

被災代替資産の特別償却には、新品である建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両となっているが、資金等の関係から中古の資産を取得する場合も多く、中古資産も償却対象とされたい。償却対象とされたい。

3. 税制全般について

税法は不公平が生じることがないように中立性も求められていることから、政策においても、「公平・透明・納得」を基本として国民からの理解が得られるよう努めなければならない。また、日本の税制度はきわめて複雑なため、単純・明解なものにすべきであり、分かり易く簡単な仕組みが望ましい。

なお、税の用途については厳選すべきであり、使用目的等をチェックする機能を確立したうえで徹底していかなければ透明性は得られない。

4. 財政健全化に向けて

世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症の影響により経済は危機的事態に陥ったが、経済社会も少しずつではあるが回復傾向にある。

コロナ禍における財政出動はやむを得ないことではあるが、膨大な国債で賄った対策費について今後どのように返済していくのかまずは行政改革等歳出削減を行い具体的な返済計画を早急に策定する必要がある。

また、2025年度の目標であるプライマリーバランスの黒字化の達成並びに財政健全の議論が重要である。

5. マイナンバー制度について

個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などを徹底することは最重要であるが、国民に対する減税などの施策を実施する場合は、国・市町村の費用及び事務負担も考え、マイナンバー制度を有効活用した方法を考えるべきである。

地方税関係

総論

地方の財政においても、財政の健全化が急務となっている。

今こそ、地方議員及び地方公務員の定数削減並びに歳費の見直し、給与及び特別会計の徹底した見直しにより地方の歳出削減を図り、納税者たる県民・市民・町民から「公平・透明・納得」を基本として理解が得られるよう努めなければならない。

公平性を保つため、地方財源となる固定資産税については、土地の評価に対応する専門員並びに未登記の家屋もあることから実地調査を行う専門員の配置などの対応が必要である。

特に税の用途については厳選すべきであり、使用目的等をチェックする機能を確立したうえで徹底していかなければ透明性は得られない。

さらに、地方分権に当たっては、国と地方の役割分担を明確にするとともに、適切な税配分、地域間の財政力格差是正等の観点から国と地方の税のあり方についても総合的に検討を行う必要がある。

今後、地方行政の役割がより一層高まることから、地方行政の財源確保のため、安易な目的税の創設ではなく、県市町住民と法人の現状を把握したうえで地域間の偏在性の少ない税目に着目すべきである。

I 法人関係

1. 超過金制度の廃止

地方税の中で、法人を対象とした市町村民税の超過金制度が導入され、恒久的に実施されている。課税の公平を欠く安易な対応であり、速やかに廃止されたい。

2. 償却資産税

償却資産税の免税額を300万円(現行150万円)に引き上げるとともに償却資産の賦課期日(現行 毎年1月1日)を決算期末とし、申告期限(現行 1月31日)については、法人住民税の申告期限と同一にされたい。

また、国税同様取得価額を30万円以下の償却資産については、課税対象から除外されたい。

3. 中小企業用地の評価

中小企業用地の固定資産税については、農地や小規模住宅用地のような軽減措置を図られたい。

4. 法人住民税

資本金1,000万円以下の中小法人については、資本金等の区分をさらに細分化し、法人住民税の均等割の軽減を図られたい。また、法人市民税における従業員50人超の資本金別格差が大きすぎるので段階的に緩和されたい。

II 個人関係

1. 特別徴収の個人住民税の納付

給与から源泉する住民税(特別徴収)は、各自治体ごとに納付しなければならない。

本店等の自治体で一括納付と改善されたい。

III 法人・個人関係

1. 地方税の純損失の繰越還付

所得税法及び法人税法では、純損失の繰戻しによる還付請求が規定されているが、地方税法に規定されていない。国税との整合性を図るべきである。

2. 固定資産税

(1) 固定資産税においては、抜本的に見直されたい。

また、収益性や換価価値などを考慮した実勢価額をより反映した評価方式に改められたい。

(2) 建物の固定資産評価額は、耐用年数を経過したにも関わらず依然として課税されている。

償却計算年数を耐用年数に是正すべきである。

(3) 償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せず地方の税源としては適当ではなく、製造業など特定業界に負担が偏在し、公平性の観点から加えて、国内経済活性化の観点からも廃止

すべきである。また、廃止による税収の穴埋めを目的税等の措置を講じられたい。

なお、廃止が困難であれば、大幅な軽減を求める。

(4) 現行 動産及び不動産は、利用の有無に係わらず課税される。しかし、利用していない動産及び不動産を所有者が売却等を行っても、買い手がいないなど困難な場合があるため、実情に伴い対策を講じられたい。

3. 事業所税

(1) 事業所税は、企業が大都市に集中することによりインフラ整備等の財政支出を伴うことから創設された。

現在の大都市は都市機能が整備され、多くの事業所が集中しても円滑な企業活動が可能となっており、また、企業の地方分散化が進み、創設目的は概ね達成されている。

事業所税の課税標準は床面積(資産割)と給与総額(従業者割)であるが、資産割は固定資産税及び都市計画税との、従業者割は法人事業税の外形標準課税との二重課税となっている。

市町村合併により中小企業等に予定外の税負担を課すことから、廃止すべきである。

(2) 地域や人口により、①本来の固定資産税、②都市計画税、③事業所税が課税されるが、②と③は二重課税となっているため、③を課税するのであれば②は減額もしくは廃止すべきである。

4. 地方税の申告書・納付書

住民税の申告書・納付書の書式が市町村で異なっていることから、統一されたい。全国統一の書式が困難ならば、県単位において統一されたい。

また、地方税の電子申告(eLTAX)の普及を推進し、利便性を高められたい。

5. 軽油引取税(県税)

(1) 暫定税率については、道路特定財源として徴収されていたが、一般財源化された時点で徴収根拠が無い。

よって、速やかに廃止されたい。

(2) 免税申請について、業種、業態で課税の取扱いが違い、申請手続きも複雑であるため、もっと、解りやすく簡素にすべきである。

明確でない区分については速やかに廃止されたい。

6. 目的税(県税及び市税)

安易に目的税を創設しないでいただきたい。目的税を創設する必要があるのであれば、県税・市税の明確化を図り趣旨・用途を厳選したうえで納得できるものとされたい。



令和6年4月から

自動ダイレクト

が始まります！

源泉所得税の納付にも、
おススメ!!

自動ダイレクトとは

e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日※に自動的に口座引落としにより納付ができる、便利なダイレクト納付の方法です。

※ 法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日

利用可能な方

ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了している方

利用条件

次の全ての条件に該当する場合に利用できます。

- 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
- 法定納期限内に申告手続をする場合

利用可能額

法定納期限当日に申告手続をする場合、原則として、納税額が下表の額を超えると自動ダイレクトを利用できませんのでご注意ください。

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

- ※1 金融機関毎のダイレクト納付利用可能額は国税庁ホームページをご覧ください。[👉](#)
 2 ご利用の金融機関のダイレクト納付利用可能額が上表よりも低い額となる場合は、その額となります。



非上場株式等についての贈与税・相続税の 納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし

○ 法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。



○ この法人版事業承継税制には、「一般措置」と「特例措置」の2つの制度があり、特例措置については、事前の計画策定等や適用期限が設けられていますが、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）の撤廃や納税猶予割合の引上げ（80%から100%）がされているなどの違いがあります。

（参考）特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 〔平成30年4月1日から令和8年3月31日まで〕	不要
適用期限	次の期間の贈与・相続等 〔平成30年1月1日から令和9年12月31日まで〕	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化（4ページ、8ページ）	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり（9ページ）	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から18歳以上の者への贈与	60歳以上の者から18歳以上の推定相続人（直系卑属）・孫への贈与

- 事業承継税制に関する情報等につきましては、国税庁ホームページの「事業承継税制特集」に掲載しております。
- 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。



左の二次元コードを読み取ってご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/jigy-shokei/index.htm>

350万年前はゾウの楽園

エッセイスト 福島 礼子

巨大な身体に長く伸びたキバ。私たちよりも遙かに大きな動物・ゾウが、かつて三重の台地をノシノシあるいていたなんて、誰もが想像もできないでしょう。けれども化石はその事実を雄弁に語っている。

それは約350万年前という途方もなく古い時代のこと。最初に太古のゾウの扉を開いたのは1882年(明治15年)、河芸郡明村(あきらむら)でゾウの下顎の骨が発見された。ステゴドン・ミエンスと学名がつき、のちにミエゾウと和名で呼ばれるようになった。



ジオラマ(滋賀県立琵琶湖博物館)

ミエゾウってどんなゾウ、どこから来たの？

現在まだミエゾウの全身骨格はみつかっていない。目に見えるようにと全身骨格の復元模型を作ったのは三重県立総合博物館。新館の建築中にゾウ化石が発見され、博物館の魅力にしようと頑張った。全長約8m、肩までの高さ約4メートルの実物大の骨格模型は圧巻、いつでも見られるのでぜひご覧いただきたい。



ミエゾウ(西尾製作所 画像提供)

ゾウ化石の専門家、琵琶湖博物館の高橋前館長によれば、日本では10種類のゾウ化石が見つかっていて、ミエゾウ

はその中でも最大のゾウとのこと。臼歯(きゅうし)と呼ばれる草をすりつぶす山脈のような歯がいくつも並んでいるのが特徴だ。500万年前、日本が大陸と地続きであった時代に大陸からやってきたコウガゾウが日本列島に住み着き、350万年前に少し進化してミエゾウとなったと伺った。



ゾウの臼歯化石(滋賀県立琵琶湖博物館)

ミエゾウ化石の身近な発見地をひろってみた。1955年に河芸郡北黒田で崖を削っていたとき頭骨が見つかった。発見者たちが高く売れると小分けして持ち帰ってしまい、残された骨を見て研究者たちは悔しがったというエピソードが残っている。

亀山市椋川で1977年に発見されたゾウのキバは、一部欠けているものの復元された部分だけでも全長は185cmもあった。

1984年鈴鹿市三宅町では、臼歯のついた上あごの骨が発見されている。前田川の河床で見つかった臼歯は、若いゾウの歯だそうだ。

また2007年亀山市の鈴鹿川河床で、亀山市史編纂事業の地質グループがゾウの足跡化石を発見した。足跡化石は、水を飲みにやってきた動物が川や湖などの岸辺に足跡をつける。足跡は窪みとなって残り窪みを砂や泥が埋め、さらにその上に土砂が積み重なり地層となる。何らかの出来事、たとえば大水が足跡の上の土砂をとりぞいたことで、太古の動物の足跡が出現するというわけ。様々な偶然が重なった結果らしい。その後の詳細な調査の結果、鳥類や巨大なワニ、スッポンや昆虫、樹木などの化石が見つかった。

約300万年前の亀山市周辺では、様々な動物が水辺でえさを求めて歩き回っている豊かな光景が想像されて、関係者は歓声を上げた。



ゾウの足跡化石(亀山市歴史博物館 画像提供)

様々なデータ分析の結果、ミエゾウが生きていた350万年前の気候は、今より少しだけ温暖で、夏冬の気温差が小

さく、基本的には今とあまり変わらないだろうと高橋さんは教えてくれた。



亀山市鈴鹿川ゾウ化石調査(亀山市歴史博物館 画像提供)

御幣川にゾウがいた！

2013年5月、鈴鹿市伊船町の御幣川(オンベガワ)河岸で、地元の人が化石を発見。三重県立総合博物館に連絡し調査が始まった。その結果、臼歯など10点ほどのゾウ化石が発見され、ゾウの肩までの高さは3メートルほどと推定された。ミエゾウの肩までの高さが約4メートルなので、小型化している。また地層の年代測定からも、御幣川のゾウ化石は240万年前と発表され、当時の新聞紙上ににぎわせた。

およそ300万年前と推定されるミエゾウの時代から、60万年もたっていることになる。年代がたつごとにゾウが小型化し、歯の形や数も変化をしていったことがわかる。御幣川ゾウ化石の発見箇所は、比較的行きやすく、近年も地元の小学生たちが化石探しに挑戦している。



御幣川調査(三重県総合博物館 画像提供)

ミエゾウはさらに進化する

化石探しはパズルのようだ。実は御幣川の発見の60年ほど前に、いなべ市藤原町の相場川左岸で、ゾウ化石が発見されている。調査の結果、化石は200万年前から150万年前に生息していたアケボノゾウだとわかった。

アケボノゾウは、全長5m、肩までの高さが2mほど、やや短足の小型のゾウ。この復元骨格も三重県立総合博物館に展示されていて、ミエゾウと比べることができる。高橋さんによると、日本列島は約300万年前に大陸から切り離され、気候は寒冷化したとのこと。大陸から渡ってきた大型のゾウが寒くなっていく日本列島での生活に適応するために小さくなった。狭い島国で育った生物は小型化する法則があると

いう言葉は、私の心に強く残った。

ミエゾウの進化はここまで。寒冷化に耐えられず、やがてアケボノゾウは地上から姿を消している。



アケボノゾウ(西尾製作所 画像提供)

なぜゾウは北に向かったように見えるのか？

津や亀山、鈴鹿にいた350万年前の大型のミエゾウ、鈴鹿の御幣川で発見された少し小型化したゾウ、さらに年代が下がって200万年から150万年前の地層で見つかったより小型のアケボノゾウ。その昔こんなゾウの交代劇があったという事実に私はとても感動した。そしてある疑問をもった。なぜミエゾウは中勢部で多く見つかると、ゾウ化石の発見は時代とともに北に向かって移動したのだろうか。再び高橋さんに聞いてみた。

その答えはこうだった。東海堆積盆という川の周囲にできた湿地帯が400万年あたりに三重県の中勢・北勢地域にあり、ミエゾウはその水辺で暮らしていた。その時代には鈴鹿山系はなく、なだらかな地形で、気候も温暖だった。化石は窪んだところに集まり、粘土層に埋もれて残った。

時代の推移とともに寒くなり、やがてゾウは小型化していく。アケボノゾウの時代になると、大きな地殻の動きがおこり、鈴鹿山系が盛りあがりはじめた。津近辺の湿地帯はなくなり、北勢の東海堆積盆だけが残った。その結果、三重県全体に生息していたそれぞれのゾウ化石は、湿地があった場所にしか残らず、アケボノゾウの化石は北勢にしか見られない結果となった。だから一見ゾウが北勢に向かって移動していったように見えるのだと説明してくれた。

動物の繁栄もプレートとの動きと密接につながっているという高橋さんの言葉は重かった。そして現在も日本はプレートの動きに翻弄されている。ミエゾウの追跡は、太古の大パノラマをみるような話の展開だった。とても遠い時代だと思っていた300万年前のミエゾウの時代が、向こうから私に近づいてきたような気がした。

さらに詳しくお知りになりたい方は YouTube 鈴鹿市文化振興事業団の令和5年度放送セミナー「三重の大地をゾウが行く」をご覧ください。

福島 礼子氏のプロフィール

CNSディレクター、CNSとCTYにて番組制作をしながらエッセイや評論を出筆。鈴鹿市在住。

第18回 西部支部 高富山紅葉のトンネル 石薬師寺

歴史

名所

史跡

石薬師寺

所在地: 鈴鹿市石薬師町1番地



石薬師寺は、東寺真言宗の仏教寺院で、山号は高富山(たかとみさん)、院号は瑠璃光院(るりこういん)です。現在も旧街道沿いに残る石薬師寺は、鈴鹿市石薬師町の国道1号線沿いにあり、石薬師如来を本尊とする古刹(こさつ)で、江戸時代には東海道を往来した旅人はもとより、参勤交代の西国大名も参詣して道中の安全を祈願したと言われています。

由来

神亀3年(726年)、秦澄(たいちょう、682年生、越前の国)が、当地で巨石の出現を見、薬師如来の示現と悟り、草庵を設け供養したことが、高富山の開創とされています。その後、弘仁3年(812年)、空海(弘法大師)が巨石に薬師如来を刻み、開眼法要を行って人々の信仰を集めたことにより、嵯峨天皇(在位809年~823年)は勅願寺とし、荘厳な寺院を建立し、名を高富山瑠璃光院西福寺(たかとみさん るりこういん さいふくじ)と称していたと伝えられています。



すが、天正年間(1573年~1592年)の兵火(織田信長の軍勢による伊勢の攻撃)により焼失しています。

寛永6年(1629年)になって、当時の神戸城城主一柳監物(いちやなぎけんもつ)が諸堂を再建しました。現在の本堂である石薬師寺薬師堂は、この時のもので平成19年(2007年)3月27日に三重県指定有形文化財(建造物)に指定されています。



元和2年(1616年)、東海道五十三次の宿場である石薬師宿にちなみ、高富山瑠璃光院石薬師寺と改称し、今日に至っています。

本堂内には、秘仏本尊薬師如来(鈴鹿市指定文化財)、紀州徳川家寄進の脇侍(わきじ)日光菩薩、月光菩薩(がっこうぼさつ)ほか、十二神将、地藏菩薩、大日如来、不動明王が安置され、大師堂(だいしどう)には知恵弘法と呼ばれる弘法大師像が安置されています。ご本尊の薬師如来は、弘法大師が2メートルほどの地面生え抜きに刻んだといわれ、浅い線彫り、ほおはゆたかで、薬師仏として親しまれてきました。秘仏ではありますが、毎年12月20日のすす払いの際に公開されています。

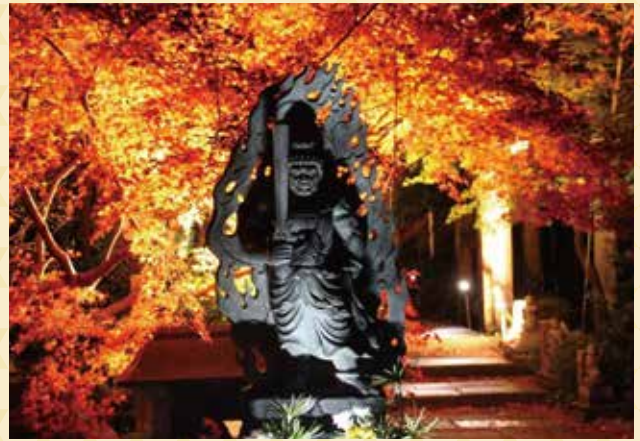
東海道五十三次

石薬師寺は、江戸時代に参勤交代で城主



が道中安全祈願をしたことは有名で、石階段に丸みをつけ、足元に支障のないように配慮したという石段が今も残っています。さらに、石薬師寺は、東海道44番目の宿場「石薬師宿」（鈴鹿市石薬師町）の南端に位置し、宿場の名前の由来となっており、歌川広重の「東海道五十三次」の「石薬師」に描かれています。

この石薬師の図には「石薬師寺」の副題があり、図の左に石薬師寺を配して、石薬師宿の南半を東方から遠望した構図で描かれています。右手の家並みの間を通り石薬師寺の門前を通過する道が東海道、また、遠景の山々は鈴鹿山系の入道ガ岳か野登山付近の山々であると思われま



ていて、ライトアップによって、紅に色付いた葉が不動明王が背負われている火炎「迦楼羅炎（かるらえん）」のようにも見え、私達の煩惱を喰らい、仏法を守護する天部神が出現したかのようです。

年 中 行 事

1月1日～3日	修正会
1月8日	初薬師供
3月21日	弘法大師正御影供
4月8日	大般若仏生会
4月上旬	花祭り 夜桜ライトアップ
7月第2日曜日	閻魔尊大施餓鬼会式
11月下旬～12月上旬	紅葉ライトアップ
12月20日	御本尊開扉 おすす取り

紅葉のトンネル

石薬師寺の境内には、先代の福田寛随住職が植えられた約100本のヤマモミジがトンネルのように参拝客を本堂へ誘います。紅葉は11月中旬から色付き始め、夜の紅葉も楽しんでもらおうと、ライトアップが行われています。

境内の入り口には、不動明王像が建立され

【取材記】



石薬師寺は、今回ご紹介した紅葉の他にも、ライトアップもされる桜や雪化粧によって、四季折々に彩られた参道を通って本堂へお参りすることができます。

こうした工夫について、現在の福田寛紹住職から、「先代の思いを引き継いで、石薬師宿の面影を感じられる庭造りをしています。お寺に行くのは仏事というイメージから、心が沈んでしまうようなときでも、薬師でもあったお寺が地域の方々の救いの場であったように、花木を見て静かな気持ちになっていただけるよう、気軽に来ていただけるお寺にしていきたい。」という思いをお聞かせいただきました。

石薬師寺は、西国薬師第三十三番霊場、鈴鹿七福神恵比寿霊場であり、文人等の参詣も多く、境内には芭蕉をはじめ、いくつもの歌碑が建立されていますので、詠まれた歌を巡ってみるのも楽しみの一つ。また、石薬師寺の御朱印帳には、西陣織で「石薬師」が描かれておりますので、是非一度手に取ってみてください。

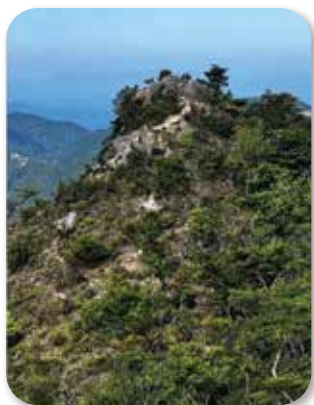


※歌川広重の「東海道五十三次」のうち「石薬師」の図に関する記事・画像については、三重県総合博物館の許可を得て利用しています。

すずかめの山々



すずかめの山々第4回は、ガイドの私が、亀山7座の中で一番好きな仙ヶ岳をご紹介します。仙ヶ岳は、東峰と西峰の2つの峰(山の高いところという意味があり、特に頂上や尾根の部分を指しています。)からなるお山です。標高は亀山7座の中で最も高い961mです。この仙ヶ岳から新名神自動車道の白い橋が見える場所が最も好きなロケーションです。天気の良い日は琵琶湖が見えるかもしれません(?)。仙ヶ岳の東峰には「獅子岩」、西峰には「仙の岩」というシンボルがあり、どちらともとても印象に残る風景です。皆さんも一度足を運んでみてください。



東峰の「獅子岩」



西峰の「仙の岩」

《コース紹介》

仙ヶ岳は、三重県の亀山市と鈴鹿市、滋賀県甲賀市をまたがる鈴鹿山脈南部のお山ですが、仙ヶ岳に登るルートは、約7本の登山道があり、レパートリーに富んだコースとなっています。一般的には、石水溪研修施設駐車場に車を止めて登る南尾根又は白谷コースがメジャーなルートで、コースタイムは約4時間から6時間の登山になります。ガイドの私は、入道ヶ岳から水沢岳方面へ向かい、小岐須峠分岐から仙ヶ岳方面へ向かうルートが大好きで、体力に自信のある方が向かうルートです。

事前に下調べをして、安全第一で挑戦して下さい。



皆さん、登山には欠かせないスマホのアプリで、とっても便利で安心できるアプリをご紹介します。「YAMAP」と「ヤマレコ」です。どちらも行きたい山を選択して、過去の登山者の記録を見たり、どんなお山なのか調べたり、また、一緒に行く仲間と情報共有したりで、とても安心できるアプリです。GPSでの位置情報がとにかく使えるんです！ 自身の記録も残せるし、こんな便利なアプリは必ず持って登山を初めてほしいです。

大事な装備品として、予備のバッテリーもお忘れなく！（私は10,000mAhを持って行きます。）

次回は、亀山7座の「白杵ヶ岳」(うすきねがたけ)を予定しております。お楽しみに！

緊急連絡先／亀山警察署 0595-82-0110 亀山市消防本部 0595-82-0244



学校給食人気メニューのレシピを紹介します

ナスと豚肉のさっぱり炒め



おうちde給食



味付けに酢を加えて、名前のとおりさっぱり仕上げた炒め物です。酢を加えることで、唾液や胃液の分泌が促されて、食欲が増すだけでなく、消化吸収も促進されます。まだまだ残暑が厳しい時季、夏バテ解消におすすです。

〈4人分の材料〉

- 豚肩肉 75g
- ナス 150g
- 玉ネギ 150g
- ニンジン 50g
- しめじ 25g
- ネギ 25g
- 油 適量
- 酢 15g
- 砂糖 5g
- みりん 15g
- しょうゆ 25g

〈作り方〉

- ① 酢・砂糖・みりん・しょうゆを合わせておく。
- ② 熱したフライパンに油を引き、豚肉を炒める。
- ③ 肉に火が通ったら、スライスした玉ネギ、しめじ、半月切りにしたナスの順に加えて炒める。
- ④ せん切りにしたニンジンを加え、野菜に火が通ったら、合わせ調味料を加えて炒める。
- ⑤ 最後に小口に切ったネギを加えて、炒め合わせたらできあがり。

パズル 数独

【問題】二重枠に入った数字の合計はいくつでしょう？

	1		4			7		9
		9		□	3			8
5				6				2
2			9					8
		4				2		
	6				7			1
	3			8			□	7
6			2			9		
7		1			6			5

ルール①

まだ数字の入っていないマスに、1から9までの数字のどれかをひとつずつ入れましょう。

ルール②

タテの列、ヨコの列、太線で囲まれた3×3のブロックのいずれにも、1から9までの数字がひとつずつ入るようにします。

【作者紹介】株式会社ニコリ

日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなどのパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。パズルASP「e-数独」をB to B向けにリリース。



鈴鹿警察署からお知らせ



犯罪被害者支援にご理解を

～あなたの事業所でもっと身近な支援活動を～

犯罪被害は決して他人事ではありません。交通事故や電車内での暴行、空き巣など誰の身にも起こり得ることです。あなたの身近な人がこうした被害に遭って悲しんだり、苦しんだり、悩んだりしていたら…

みえ犯罪被害者総合支援センターは、三重県公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体（非営利団体）として、犯罪で傷ついた被害者の皆さんが再び平穏な生活を営むことができるように支えるための事業をしています。

センターの活動は、皆様の会費や寄付によって成り立っています。

センターは特定公益増進法人に該当するため、会費や寄付を納入された方にはその金額に応じて個人又は法人の所得から一定額の控除を行うなど、税制上の優遇措置を受けることができます。

ほかにも「寄付型自動販売機」という、収益の一部を寄付していただくシステムもあります。

支援に興味がある団体・企業・個人の皆様、お問い合わせください。



問い合わせ先

鈴鹿警察署 警務課 安全相談・被害者支援係 059-380-0110
公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター 059-213-8211

ACTION 38 キャンペーン実施中!



ACTION38キャンペーンとは、

道路交通法第38条(横断歩道における歩行者等の優先)の「38」

を模したシンボルマークの広報用ステッカーを活用し、

「**三重県から歩行者保護の行動(ACTION)を起こす**」ことにより、

信号機のない横断歩道における停止率の向上につなげ、横断歩行者の交通事故ゼロを目指す取組です。

- ACT1 横断歩道に近づいたときには停止できる速度に減速しましょう
- ACT2 横断歩行者等がいる場合は必ず一時停止しましょう
- ACT3 停止車両がいるときは必ず一時停止しましょう
- ACT4 横断歩道手前の追越し・追抜きをしてはいけません

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

経営者が、
重大疾病に
かかった時の
そなえを確保。



Jタイプ
Jタイプα
がんステージ限定型
Jタイプ

Jタイプ

[無配当重大疾病保障保険]
(無解約払戻金型)

Jタイプα

[無配当重大疾病保障保険]
(解約払戻金抑制割合指定型)

がんステージ限定型Jタイプ

[無配当重大疾病保障保険]
(がん保障ステージⅢⅣ限定・無解約払戻金型)

は、

重大疾病による

(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)

就業不能リスクから 企業を守ります!

引受保険会社

DJIDO 大同生命保険株式会社

三重支社/
三重県四日市市鷺の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F)
TEL 059-352-2046

F-2020-1007 (2021年3月4日)



AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に
法人会のビジネスガードシリーズ

B 40th Anniversary Business Guard

会員企業をサポートする
AIG損保のリスクソリューション



ビジネスガード
40周年
記念サイト



政府労災の上乗せ補償

ハイパー任意労災(業務災害総合保険)

会社で入る医療補償

ハイパーメディカル(業務災害総合保険・メディカル特約)

初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルに備える

スマートプロテクト(総合事業者保険)

地域社会に貢献する

ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)

企業向け第三者賠償責任保険

オールスターズ
ALL STARS(事業賠償・費用総合保険)

火災と地震災害に備える

プロパティガード+企業地震保険 (企業財産保険+
財物損害補償特約+
地震・噴火危険補償特約等)

個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応

情報漏えいガード(個人情報漏洩保険)

役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える

MRP保険(マネジメントリスクプロテクション保険)

海外進出企業向けサポートプラン

ワールドリスク
WorldRisk

この広告は保険の概要をご説明したものです。
ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。
2024年4月時点の内容です。

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



三重支店

〒514-0036

三重県津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル

TEL.059-226-3911 FAX.059-228-7216

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(24-073012)

がん保険にできることを、
もっと。



幅広い保障による経済的な安心に加え、さまざまな がんの悩みの解決をサポートするがん保険

ポイント
1

幅広い保障で経済的負担をサポートします。

治療前の検査から治療後の外見ケアまで幅広い保障でしっかり備えることができます。
また、公的医療保険制度の対象とならない新しい治療なども保障し、
がん治療の選択肢が広がるようサポートします。

ポイント
2

付帯サービス<アフラックのよりそうがん相談サポート(*)>

「アフラックのよりそうがん相談サポーター」が
さまざまな**がんの悩みの解決**をサポートします。

よりそうがん相談サポーターは、**がん患者様のご相談サポートの経験がある
看護師・社会福祉士等のメンバーで構成された専任のサポートチーム**です。
お一人おひとりによりそい、信頼できる情報やサービスのご案内を通じて、
納得のいく治療・療養生活や意思決定を実現できるようご支援いたします。



(*)アフラックのよりそうがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、
アフラックの保険契約による保障内容ではありません。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ
<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>をご確認ください。

©商品およびサービスの詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。



正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。
社会のお役に立ちたい。

そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。

現在、約70万社の会員企業、41都道県に440の会を擁する団体として大きく発揮しています。
あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。
税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、
また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。
健全な納税者の団体、よき経営者を目指すものの団体・・・これが法人会です。

- ①初年度会費無料（年会費3,500円～）
- ②法人企業に特化した各種保険のご提案《割引制度あり》
- ③無料で税務研修会が受けられます。
- ④異業種の交流 etc



公益 社団法人 **鈴鹿法人会**

会員募集

事務局の案内

〒513-0802

三重県鈴鹿市飯野寺家町816(商工会議所ビル3F)

TEL.059-383-7561 FAX.059-383-8445

✉ hojinkai@mecha.ne.jp

<http://suzuka-hojinkai.jp>

ご入会の際に必要な「法人会加入申込書」(PDF)が
HPからダウンロードできます。

鈴鹿法人会

検索

編集後記

物価の上昇、為替の変動など、法人を取り巻く社会情勢が、急激に変化しています。また税制面でも、定額減税の実施など、付随した税務処理も複雑化し、経営環境の見直しを迫られているように感じています。「すずかめ」では、できるだけタイムリーな情報をお届けし、皆様の経営に少しでも活かして頂けるよう心がけていたと思っています。いつもご愛読ありがとうございます。

広報委員長 **森 通人**

8	1	6	4	5	2	7	3	9
4	2	9	7	①	3	5	6	8
5	7	3	8	6	9	1	2	4
2	5	7	9	4	1	3	8	6
1	9	4	6	3	8	2	7	5
3	6	8	5	2	7	4	9	1
9	3	2	1	8	5	6	④	7
6	8	5	2	7	4	9	1	3
7	4	1	3	9	6	8	5	2

【答え】5 (1+4)



アフラックは、1983年より 「法人会福利厚生制度」を 受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、
そのお手伝いをする存在であり続けます。

 法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

 Aflac

〈引受保険会社〉

アフラック

三重支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

法人会会員のみなさまに

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

keep moving forward

数多の人を繋いだ道。
これからも前進を。

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これまでも、これからも企業の繁栄を
サポートしつづける経営者大型総合保障制度です。

 **大同生命保険株式会社**

三重支社/
三重県四日市市鷺の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F)
TEL 059-352-2046

 **AIG損害保険株式会社**

三重支店/
三重県津市丸之内養正町4-1(森永三重ビル2F)
TEL 059-226-3911